

電磁波に関するセキュリティ関連通達及び記事抜粋(2006年2月17日時点)

官公庁 警察 地方自治

文書名	発行元	対象	内容(電磁波対策についての内容のみピックアップ)
政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(2005年12月版(全体版初版))	官公庁	政府機関	情報システムセキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う情報システムについては、電磁波による情報漏えい対策の措置を講ずること。
政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(2005年12月版(全体版初版))解説書	官公庁	政府機関	情報システムセキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う情報システムについては、電磁波による情報漏えい対策の措置を講ずること。解説:ディスプレイケーブル等から生ずる電磁波による情報漏えいのリスクについて対策を講ずるための事項である。具体的には、電磁波軽減フィルタの利用等が挙げられる。
地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	官公庁	地方公共団体	コンピュータ等の機器及びネットワーク機器について、リスク分析に基づいた分類に応じて、適切な物理的対策を講じなければならない。①情報システムの設置場所②サーバ等③ネットワーク④電源⑤配線⑥職員等の端末の盗難防止⑦電磁波による漏洩防止(無線LAN対策を含む)⑧外部設置
情報セキュリティ監査制度の運用開始について～「情報セキュリティ監査研究会報告書」最終とりまとめ発表と制度運用開始	官公庁	政府機関	特に重要とされる資産において、第三者が管理するものから物理的に分離しておくことが困難な場合において、電磁的情報漏洩への対策(テンペスト対策)を施すこと。(理由)国家機密等、極めて重要な情報については、通常よりも高い情報セキュリティ対策が必要とされ、電磁的漏洩に対する対策(テンペスト対策)を特別に講ずる必要があるため。 特に重要とされる資産において、第三者が管理するものから物理的に分離しておくことが困難な場合において、電磁的情報漏洩への対策(テンペスト対策)を施すこと。 データ伝送又は情報サービスに使用する電源ケーブル及び通信ケーブルの配線は、傍受又は損傷から保護すること。2)ネットワークのケーブル配線を、認可されていない傍受又は損傷から保護すること。
独立行政法人国立健康・栄養研究所情報ネットワークセキュリティポリシー	官公庁	独立行政法人国立健康・栄養研究所	情報システムの取付けに当たっては、必要に応じて画面、配線等から放射される電磁波により重要な情報が外部に漏えいすることがないように措置することとする 配線は、傍受又は損傷等を受けることがないように可能な限り必要な措置を施さなければならない。 ユーザのクライアントパソコン等…執務室等のクライアントパソコン等については、必要に応じて、画面、配線等から放射される電磁波により重要な情報が外部に漏えいすることがないように措置することとする。
金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書	官公庁	金融機関	蓄積データの漏洩防止策を講ずること。
住民基本台帳 ネットワークシステムの概要	官公庁	地方自治体	ログイン認証・アクセス制御・不審な業務パターンの常時監視・ログ取得と監査・耐タンパー装置による秘密鍵の秘匿・コンピュータウイルス対策・電磁波漏えい盗聴の防止 電磁波漏えい盗聴の防止 電磁波漏えい対策の規格を具備した機器を採用し、ディスプレイ画面からの漏えい電磁波を屋外から探知するなどのハイクラス盗聴を防止します。
地方公共団体における情報セキュリティ監査の在り方に関する調査	官公庁	-	<技術的検証項目>重要情報資産の機密性確保に係る措置 <検証項目の詳細>アクセス権限の設定・暗号化 電磁波漏洩対策 一般的に情報処理機器は微弱な電磁波を発生している。そのような電磁波を受信・解析し、取扱われている情報の内容を傍受する技術(テンペストと呼ばれる)があり、その対策が必要とされる。 <検証ポイント>電磁波遮蔽設備 <具体的な確認事項>電磁波遮蔽を施したケーブル等の使用
官報	官公庁	-	題:『情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の一部を改正する件』コンピュータからの漏えい電磁波の低減対策、又は電磁環境に配慮した上で漏えい電磁波をマスクする措置を講ずる。
徳島県警察汎用電子計算機システム端末装置等応礼仕様書	警察	徳島県警察	ディスプレイ、プリンタポートに(株)コトヴェールのノイズキラーを装備すること。ただし、ディスプレイについてデジタルインターフェースを使用する場合は除く。 PS/2、プリンタポートに(株)コトヴェールのノイズキラーを装備すること。 ディスプレイ、プリンタポートに(株)コトヴェールのノイズキラーを装備すること。ただし、ディスプレイについてデジタルインターフェースを使用する場合は除く。
愛知県警察情報セキュリティポリシーの制定 総情発甲第77号	警察	愛知県警察	警察情報システムを構成する機器の設置に当たっては、セキュリティ管理者が必要と認めた場合において、表示装置等から放射される電磁波による情報漏えいを防ぐため所要の措置を執らなければならない。
岩手県警察情報セキュリティポリシーの制定について(平成14年3月8日岩情第46号警察本部長)	警察	岩手県警察 各部長 各所属長	警察情報システムを構成する機器の設置に当たっては、岩手県警察情報セキュリティ管理者が必要と認めた場合において、表示装置等から放射される電磁波による情報漏えいを防ぐため所要の措置を執らなければならない。
愛知県情報セキュリティポリシー(案)	地方自治体	愛知県(知事部局及びその地方機関、企業庁及びその出先機関、議会事務局、各行政委員会事務局(警察本部を除く。))	全庁的な業務処理を行う情報システム(以下「重要情報システム」という。)における基幹機器の取り付けにあたっては、付属のディスプレイ、配線等から放射される電磁波により、情報が漏えいすることがないように必要な措置を講ずること。 傍受、電磁波障害又は技術的物理的損傷等を受けることがないように、必要な措置を講じるとともに、主要な配線については定期的な点検を実施すること。
小牧市情報セキュリティポリシー	地方自治体	小牧市	対象となるネットワーク及び情報システム等の情報資産は、各々の情報資産の機密性、完全性及び可用性を踏まえ、次の重要性分類にしたがって分類する。 重要性分類Ⅰ 個人情報及びセキュリティ侵害が小牧市の住民の生命、財産等へ重大な影響を及ぼす情報Ⅱ 上記以外の情報。 配線は、傍受又は損傷等を受けることがないように可能な限り必要な措置を施さなければならない。 配線等から放射される電磁波の傍受により、重要な情報資産(重要性分類Ⅰ)が外部に漏えいすることがないように常に不審な人物に注意するとともに、その傍受を防止するための技術的措置を進めるよう努めなければならない。
SOFTPIA JAPAN 第四回 公共モデルの企画提案評価委員会における評価結果(リストB更新) <平成16年3月4日>	地方自治体	-	岐阜県の安全ネット(災害、犯罪)についての民間各社の商品提案及び認定商品 認定商品抜粋: <製品名>電磁波による情報漏洩対策製品 <企業名>(株)コトヴェール <認定年月>平成15年12月